

## ふじしま認定こども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 藤島会
所 在 地	福井市高木中央3丁目1701番地
電 話 番 号	0776-52-1166
代表者氏名	理事長 屋敷 大作

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	ふじしま認定こども園
施 設 の 所 在 地	福井市四ツ井1丁目7番11号
電 話 番 号	0776-52-2110
管 理 者	園長 南 美保
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 10人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 61人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 49人
開 設 年 月 日	平成30年4月1日

### 3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	1,261.00 m <sup>2</sup>
	園庭	333.00 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	990.21 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	2歳児クラス：たんぽぽ組/3歳児クラス：ゆり組 4歳児クラス：すずらん組/5歳児クラス：ふじ組
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
プレイルーム	1室	
保健室	1室	事務室兼務

#### 5 職員の職種、職員数及び職務の内容

職種	職員数	職務の内容
園長	1名	園務をつかさどり、職員を監督する。
副園長	1名	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
主幹保育教諭	2名	園長及び副園長又を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
保育教諭	15名以上	園児の教育及び保育をつかさどり、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	1名	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成する。
調理員・調理補助員	2名	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
事務職員	1名	本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
学校医	1名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医	1名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	1名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

## 6 学年及び学期

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学年を次の3学期に分ける

第1学期	4月	1日から	8月31日まで
第2学期	9月	1日から	12月31日まで
第3学期	1月	1日から	3月31日まで

## 7 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業（8月1日から8月31日まで） 冬季休業（12月29日から1月3日まで）
2号認定 3号認定	月曜日から土曜日	日曜日、祝祭日 年末年始（12月29日から1月3日）

## 8 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定	教育標準時間	9時～13時【※1】
2号認定	保育標準時間（最大11時間）	7時～18時【※2】
3号認定	保育短時間（最大8時間）	8時～16時【※3】

### 【※1】

13時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり（幼稚園型）を利用することもできます。（別途保護者負担金が必要となります。）

### 【※2】

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで世帯ごとに決定します。

なお、18時01分から19時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。

時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の利用者負担額他に、別途保護者負担金が必要となります。

### 【※3】

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで世帯ごとに決定します。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。

時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の利用者負担額の他に、別途保護者負担金が必要となります。

## 9 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

### (2) 障がい児保育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

### (3) 食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園にお支払いいただきます。

### (2) 特定教育・保育の質の向上を図るための特定負担額

別表に掲げる費用を負担していただきます。

### (3) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

### (4) 2号認定子ども・3号認定子どもの延長保育に係る保護者負担金

延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます

### (5) 1号認定子どもの一時預かり（幼稚園型）に係る保護者負担金

在園する1号認定子どもが一時預かり（幼稚園型）を利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

### 1 1 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
- (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、申し込みを受けた順序により決定する方法など公正な方法により選考します。

### 1 2 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

### 1 3 学校医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

#### (1) 学校医

医療機関の名称	かさはら小児科
医 院 長 名	笠原 善仁
所 在 地	福井市大和田2丁目205番地
電 話 番 号	0776-53-2660

#### (2) 学校歯科医

医療機関の名称	みわ歯科
医 院 長 名	高井 三和
所 在 地	福井市志比口2丁目11番13号
電 話 番 号	0776-53-3845

#### (3) 学校薬剤師

薬 剤 師 名	田中 晴美
所 在 地	福井市北四ツ居2丁目17-26
電 話 番 号	0776-53-2586

#### 1 4 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医に相談する等、必要な措置を講じます。

##### <近隣の緊急連絡先>

福井警察署	5 2 - 0 1 1 0
福井東消防署	2 7 - 0 1 1 9
日之出公民館	5 4 - 0 0 4 0
法人本部（藤島園）	5 2 - 1 1 6 6

#### 1 5 非常災害時の対策

非情災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	南 美保
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・誘導灯 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

#### 1 6 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名（役職）：森藤 弥美（ふじしま認定こども園主幹保育教諭） 電話番号 5 2 - 2 1 1 0	
相談・苦情 解決責任者	氏名（役職）：南 美保（ふじしま認定こども園園長） 電話番号 5 2 - 2 1 1 0	
第三者委員	若山 治	役職・肩書等：第三者委員 電話番号：2 3 - 7 2 6 9
	勝山 章宏	役職・肩書等：税理士 電話番号：2 3 - 2 4 2 4

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。  
また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

## 17 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

### (1) 保護者が加入している保険

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	医療費（負傷、疾病）、障害見舞金、死亡見舞金
保険金額（補償限度額）	(障害見舞金) 3,770万円 (死亡見舞金) 2,800万円

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付への加入について」を御確認ください。

### (2) 園が加入している保険

保険の種類	園児等傷害保険・個人情報漏えい対応保険
保険の内容	医療費（傷害）・障害、死亡見舞金・損害賠償金
保険金額（保障限度額）	(死亡・後遺障害保険金) 125.5万円 (通院保険日額) 1,500円 (損害賠償保障額) 5,000万円

## 18 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

令和 6年 4月 1日 一部改定

令和 8年 4月 1日 一部改定